

下呂市告示 76 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により、次の施設の指定管理者を指定したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 3 月 24 日

下呂市長 山 内 登

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名 称	
下呂市金山リバーサイドスポーツセンター	愛知県名古屋市緑区 池上台二丁目 37 番地 1	スポーツマックス・三幸共同事業体	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日
下呂市金山リバーサイドスタジアム		代表者 株式会社スポーツマックス	
ぬく森の里運動公園		代表取締役 兵藤大 二郎	